



鳥取県公報

平成15年3月18日(火)
号外第17号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例(19)(景観自然課).....	4
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(20) (福祉保健課).....	12
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(21)(障害福祉課).....	16
	鳥取県身体障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例(22)(＃).....	19
	鳥取県知的障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例(23)(＃).....	20
	鳥取県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(24)(長寿社会課).....	21

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例

- 1 県及び市町村の責務に、県立自然公園における生物の多様性の確保を旨として、県立自然公園の風景の保護に関する施策を講ずることを加えることとした。(第3条関係)
- 2 特別地域内において知事の許可を要する行為に、知事が指定する物の集積又は貯蔵、知事が指定する動植物の採取、捕獲等、屋根等の色彩の変更、知事が指定する区域内への立入り等を追加することとした。(第11条関係)
- 3 特別地域の行為規制等に違反した者等に対してその行為の中止を命ずることができることとするとともに、当該工作物等を承継した者に対して原状回復等を命ずることができることとした。(第14条関係)
- 4 3の原状回復等を命ずるべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者等に行わせることができることとした。(第14条関係)
- 5 知事は、特別地域内における行為の許可を受けた者等に対して、その行為の実施状況等について報告を求めることができることとした。(第15条関係)
- 6 県若しくは市町村又は公園管理団体が、土地の所有者等と風景地保護協定を締結して自然の風景地の管理を行うことができることとするとともに、風景地保護協定の締結のための手続等に関し必要な事項を定めることとした。(第4章の2関係)
- 7 知事は、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動等を行う法人を公園管理団体として指定できることとするとともに、公園管理団体の業務等に関し必要な事項を定めることとした。(第4章の3関係)
- 8 罰金の額の引上げ等の罰則の強化を行うこととした。(第20条～第22条関係)
- 9 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 10 施行期日等
 - (1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
 - (3) 次に掲げる条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - ア 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

イ 鳥取県環境影響評価条例

ウ 鳥取県屋外広告物条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立積善学園を廃止することとした。(第2条関係)
- 2 鳥取県立中部療育園を設置するとともに、当該施設の利用等に係る使用料等の額を定めることとした。(第2条、新第5条関係)
- 3 児童福祉法に規定する児童短期入所に係る知的障害児施設及び肢体不自由児施設の利用については、同法の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収することとした。ただし、市町村の措置による利用については、この限りでないこととした。(新第4条、新第5条関係)
- 4 身体障害者福祉法に規定する身体障害者短期入所及び身体障害者施設支援に係る身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設の利用については、それぞれ同法の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収することとした。ただし、市町村の措置による利用については、この限りでないこととした。(新第6条関係)
- 5 知的障害者福祉法に規定する知的障害者短期入所及び知的障害者施設支援に係る知的障害者更生施設及び身体障害者授産施設の利用については、それぞれ同法の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収することとした。ただし、市町村の措置による利用については、この限りでないこととした。(新第7条関係)
- 6 介護保険法に規定する短期入所生活介護に係る特別養護老人ホームの利用については、同法の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収することとした。ただし、市町村の措置による利用については、この限りでないこととした。(新第8条関係)
- 7 知的障害者通園寮の利用については、知的障害者福祉法の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収することとした。ただし、市町村の措置による利用については、この限りでないこととした。(新第10条関係)
- 8 肢体不自由児施設における恩給年金診断書及び生命保険金受領診断書の交付に係る手数料の額を次のとおり定めることとした。(別表第2関係)
 - (1) 恩給年金診断書 1通につき5,560円
 - (2) 生命保険金受領診断書 1通につき5,560円
- 9 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 10 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

- 1 2歳以上3歳未満の者の通院に係る医療費の助成の範囲を他の小学校就学の始期に達するまでの間にある者等と同様とすることとした。(第3条関係)
- 2 医療費の助成の対象となる被保険者負担金から所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所に入院している場合の食事療養に係る費用を除くこととした。(第2条関係)
- 3 医療費の助成対象となる被保険者等から介護保険法及びこれに基づく命令により医療費を負担する者を除くこととした。(第2条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、2は平成15年10月1日から、3は平成16年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県身体障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県中部身体障害者更生相談所及び鳥取県西部身体障害者更生相談所を設置することとした。(第2条関係)
- 2 身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域を次のとおり改めることとした。(第2条関係)

改 正 後			改 正 前		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
鳥取県東部身体障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取県身体障害者更生相談所	鳥取市	鳥取県の区域
鳥取県中部身体障害者更生相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡			
鳥取県西部身体障害者更生相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡			

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県知的障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県中部知的障害者更生相談所及び鳥取県西部知的障害者更生相談所を設置することとした。(第2条関係)
- 2 知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域を次のとおり改めることとした。(第2条関係)

改 正 後			改 正 前		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取県知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取県の区域
鳥取県中部知的障害者更生相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡			
鳥取県西部知的障害者更生相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡			

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県介護保険財政安定化基金に対する市町村の拠出率を1,000分の1(現行 1,000分の5)とすることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第19号

鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例

鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下本則において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下本則において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第4章 略 第4章の2 <u>風景地保護協定（第17条の2 - 第17条の7）</u> 第4章の3 <u>公園管理団体（第17条の8 - 第17条の13）</u> 第5章及び第6章 略 附則 （県等の責務） 第3条 略 2 <u>県及び市町村は、県立自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が県立自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、県立自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、県立自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。</u> （特別地域） 第11条 略 2 略	目次 第1章～第4章 略 第5章及び第6章 略 附則 （県等の責務） 第3条 略 （特別地域） 第11条 略 2 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第6号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(10) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(11) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

(12) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

(13) 略

(14) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者又は同項第6号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 略

6 次に掲げる行為については、前3項の規定は、適用しない。

(1)及び(2) 略

(3) 第17条の2第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(4) 略

(普通地域)

第13条 略

2～6 略

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1)及び(2) 略

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 高山植物その他これに類する植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(9) 略

4 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 略

6 次の各号に掲げる行為については、前3項の規定は、適用しない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(普通地域)

第13条 略

2～6 略

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1)及び(2) 略

(3) 第17条の2第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(中止命令等)

第14条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第3項の規定、第12条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第15条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第3項の規定による許可を受けた者又は第13条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第11条第3項、第13条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第11条第3項各号若しくは第13条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(原状回復命令等)

第14条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第3項の規定、第12条の規定により許可に附せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入検査)

第15条 知事は、第11条第3項、第13条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第11条第3項各号若しくは第13条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 略

(集団施設地区)

第17条 略

第4章の2 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第17条の2 県若しくは市町村又は第17条の8第1項の規定により指定された公園管理団体で第17条の9第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1) 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)

(2) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

(3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項

(4) 風景地保護協定の有効期間

(5) 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

(2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

(3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第1項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第17条の3 県又は市町村は、風景地保護協定を締結し

2 略

(集団施設地区)

第17条 略

ようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から2週間関係者の縦覧に供さなければならない。

- 2 知事は、前条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から2週間関係者の縦覧に供さなければならない。
- 3 前2項の規定による公告があったときは、関係者は、これらの規定による縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、第1項の場合にあっては県又は市町村に、前項の場合にあっては知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第17条の4 知事は、第17条の2第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請があった場合において、当該申請に係る風景地保護協定の内容が同条第3項各号に掲げる基準に適合するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

(風景地保護協定の公告等)

第17条の5 県又は市町村は、風景地保護協定を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

- 2 知事は、前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第17条の6 第17条の2第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第17条の7 第17条の5(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった風景地保護協定は、その公告のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第4章の3 公園管理団体

(指定)

第17条の8 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立さ

れた民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称及び主たる事務所の所在地を告示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（業務）

第17条の9 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- （2）県立自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
- （3）県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- （4）県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- （5）県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- （6）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（連携）

第17条の10 公園管理団体は、県及び関係市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

（改善命令）

第17条の11 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（指定の取消し等）

第17条の12 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

（情報の提供等）

第17条の13 県は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第20条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第12条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第21条の2 第13条第2項又は第17条の11の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第15条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第20条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第20条 第14条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第12条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

(3) 第13条第2項の規定による処分に違反した者

第22条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第15条第1項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

事 務	市 町 村 等
1～10 略	
11 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第13条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (2) 第13条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (3) 第13条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (4) 第13条第8項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (5) 第14条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (6) 第14条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (7) 第14条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (8) 第24条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (9) 第24条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (10) 第24条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (11) 第26条第1項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (12) 第56条第1項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付 (13) 第56条第3項の規定による行為の通知の受理及び知事への送付	各市町村
12～48 略	

事 務	市 町 村 等
1～10 略	
11 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第17条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (2) 第17条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (3) 第17条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (4) 第17条第8項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (5) 第18条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (6) 第18条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (7) 第18条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (8) 第18条の2第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (9) 第18条の2第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (10) 第18条の2第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (11) 第20条第1項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (12) 第40条第1項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付 (13) 第40条第3項の規定による行為の通知の受理及び知事への送付	各市町村
12～48 略	

(鳥取県環境影響評価条例の一部改正)

4 鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園 (2)~(5) 略 4及び5 略	(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園 (2)~(5) 略 4及び5 略

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

5 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(制限) 第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 略 (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域 (3)及び(4) 略 2及び3 略	(制限) 第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 略 (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項の規定により指定された国立公園の区域 (3)及び(4) 略 2及び3 略

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同

表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知的障害児施設</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 立 皆 成 学 園</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">肢体不自由児施設</td> <td style="text-align: center;">鳥取県立皆生小児療育センター</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 立 鳥 取 療 育 園</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 立 中 部 療 育 園</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所（次条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 児童短期入所に係る鳥取県立皆生小児療育センターの利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。</p>	種 別	名 称	位 置	知的障害児施設	鳥 取 県 立 皆 成 学 園	倉吉市	肢体不自由児施設	鳥取県立皆生小児療育センター	米子市	鳥 取 県 立 鳥 取 療 育 園	鳥取市	鳥 取 県 立 中 部 療 育 園	倉吉市	略			<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知的障害児施設</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 立 皆 成 学 園</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">盲ろうあ児施設</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 立 積 善 学 園</td> <td style="text-align: center;">岩美郡 国府町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">肢体不自由児施設</td> <td style="text-align: center;">鳥取県立皆生小児療育センター</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 立 鳥 取 療 育 園</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第4条 鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用については、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。</p>	種 別	名 称	位 置	知的障害児施設	鳥 取 県 立 皆 成 学 園	倉吉市	盲ろうあ児施設	鳥 取 県 立 積 善 学 園	岩美郡 国府町	肢体不自由児施設	鳥取県立皆生小児療育センター	米子市	鳥 取 県 立 鳥 取 療 育 園	鳥取市	略		
種 別	名 称	位 置																																
知的障害児施設	鳥 取 県 立 皆 成 学 園	倉吉市																																
肢体不自由児施設	鳥取県立皆生小児療育センター	米子市																																
	鳥 取 県 立 鳥 取 療 育 園	鳥取市																																
	鳥 取 県 立 中 部 療 育 園	倉吉市																																
略																																		
種 別	名 称	位 置																																
知的障害児施設	鳥 取 県 立 皆 成 学 園	倉吉市																																
盲ろうあ児施設	鳥 取 県 立 積 善 学 園	岩美郡 国府町																																
肢体不自由児施設	鳥取県立皆生小児療育センター	米子市																																
	鳥 取 県 立 鳥 取 療 育 園	鳥取市																																
略																																		

2 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養及び同法第85条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

3 鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設における使用料の徴収）

第6条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮並びに鳥取県立障害者福祉センターつばさ園及び鳥取県立障害者福祉センターあさひ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 身体障害者福祉法第5条第2項に規定する身体障害者施設支援に係る鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮並びに鳥取県立障害者福祉センターつばさ園及び鳥取県立障害者福祉センターあさひ園の利用については、同法第17条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第3項の措置による利用については、この限りでない。

（知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設における使用料の徴収）

第7条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園、鳥取県立西部やまと園及び鳥取県立羽合ひかり園並びに鳥取県立白兔はまなす園の利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第

2 鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

- 2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園、鳥取県立西部やまと園及び鳥取県立羽合ひかり園並びに鳥取県立白兔はまなす園の利用については、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(特別養護老人ホームにおける使用料の徴収)

第8条 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第13項に規定する短期入所生活介護に係る鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑及び鳥取県立皆生みどり苑の利用については、同法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては同条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の、同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては同条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第3号の措置による利用については、この限りでない。

- 2 介護保険法第7条第21項に規定する介護福祉施設サービスに係る鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑及び鳥取県立皆生みどり苑の利用については、同法第48条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第4項の規定の適用を受ける者にあつては、平成17年3月31日までの間に限り、同項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額)の合計額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉法第11条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)

第9条 略

(知的障害者通勤寮における使用料の徴収)

第10条 鳥取県立境港通勤寮の利用については、知的障害者福祉法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(使用料及び手数料の減免)

第11条 略

(特別養護老人ホームにおける使用料の徴収)

第5条 鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑及び鳥取県立皆生みどり苑の利用については、介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)

第6条 略

(使用料及び手数料の減免)

第7条 略

(管理の委託)

第12条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

種 別	名 称	委託先	委託事務
略			
知的障害者 授産施設	鳥取県立白兔 はまなす園	社会福祉 法人鳥取 県厚生事 業団	施設設備の 保全及び入 所者又は通 所者の自活 に必要な訓 練その他入 所者又は通 所者の自活 に関する事 務
略			

(規則への委任)

第13条 略

別表第1(第5条関係)

略

別表第2(第5条関係)

区 分	金 額
略	
死 亡 診 断 書	1通につき 2,200円
恩 給 年 金 診 断 書	1通につき 5,560円
生命保険金受領診断書	1通につき 5,560円
略	

別表第3(第9条関係)

略

(管理の委託)

第8条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

種 別	名 称	委託先	委託事務
略			
知的障害者 授産施設	鳥取県立白兔 はまなす園	社会福祉 法人鳥取 県厚生事 業団	施設設備の 保全及び入 所者の自活 に必要な訓 練その他入 所者の自活 に関する事 務
略			

(規則への委任)

第9条 略

別表第1(第4条関係)

略

別表第2(第4条関係)

区 分	金 額
略	
死 亡 診 断 書	1通につき 2,200円
略	

別表第3(第6条関係)

略

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第21号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額（以下この号において「補助限度額」という。）を超えるときは、補助限度額）</p> <p>(2) 前号に規定する者以外の者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>3～9 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第6号に掲げる者のうち2歳以上3歳未満の者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している者を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額（以下「補助限度額」という。）を超えるときは、補助限度額）</p> <p>(2) 別表第4号から第6号までに掲げる者（前号に規定する者を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が補助限度額を超えるときは、補助限度額）</p> <p>(3) 前2号に規定する者以外の者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>3～9 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶</p>

<p>養っている児童 (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者 (4歳以上の者にあつては、病院又は診療所に入院している者に限る。)</p>	<p>養っている児童 (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者 (4歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。)</p>
---	---

第2条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用(所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院している場合にあっては、入院時の食事療養に係る費用を除く。)をいう。</p> <p>別表(第2条、第3条関係) (1)~(5) 略 (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者(4歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。)</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用をいう。</p> <p>別表(第2条、第3条関係) (1)~(5) 略 (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者(4歳以上の者にあつては、病院又は診療所に入院している者に限る。)</p>

第3条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。 (1)~(7) 略 2 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。)又は社会保険各法以外の法令(介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく命令を除く。)の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をい</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。 (1)~(7) 略 (8) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u> 2 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。)又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。</p>

う。

3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合には、入院時の食事療養に係る費用を除く。）をいう。

3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合には、入院時の食事療養に係る費用を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条及び附則第3項の規定 平成15年10月1日

（2）第3条及び附則第4項の規定 平成16年4月1日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、平成15年10月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、平成16年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県身体障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第22号

鳥取県身体障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県身体障害者更生相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づき、<u>身体障害者更生相談所を</u>設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づき、<u>鳥取県身体障害者更生相談所を鳥取市に</u>設置する。</p>

(名称、位置及び所管区域)

第2条 身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県東部身体障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部身体障害者更生相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部身体障害者更生相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所管区域)

第2条 鳥取県身体障害者更生相談所の所管区域は、鳥取県の区域とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県知的障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第23号

鳥取県知的障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県知的障害者更生相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前									
<p><u>(設置)</u> 第1条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき、知的障害者更生相談所を設置する。</p> <p><u>(名称、位置及び所管区域)</u> 第2条 知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部知的障害者更生相談所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県中部知的障害者更生相談所</td> <td>倉吉市</td> <td>倉吉市及び東伯郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取県中部知的障害者更生相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡	<p>(設置) 第1条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県知的障害者更生相談所を鳥取市に設置する。</p> <p><u>(所管区域)</u> 第2条 鳥取県知的障害者更生相談所の所管区域は、鳥取県の区域とする。</p>
名 称	位 置	所 管 区 域								
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡								
鳥取県中部知的障害者更生相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡								

鳥取県西部知的障 害者更生相談所	米子市	米子市、境港市、西伯 郡及び日野郡
---------------------	-----	----------------------

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第24号

鳥取県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鳥取県介護保険財政安定化基金条例（平成12年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（積立て） 第2条 略 2 政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、 1,000分の <u>1</u> とする。	（積立て） 第2条 略 2 政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、 1,000分の <u>5</u> とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

